

高砂市まちづくり推進条例を別紙のとおり公布する。

平成28年3月28日

高砂市長 登 幸 人

高砂市条例第21号

高砂市まちづくり推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 まちづくりの推進に関する施策（第6条—第12条）
- 第3章 まちづくり団体等（第13条—第17条）
- 第4章 まちづくり提案（第18条・第19条）
- 第5章 まちづくり協定（第20条—第26条）
- 第6章 地区のまちづくりに対する支援（第27条）
- 第7章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、計画的な土地利用及び地区の住民等の参画と協働によるまちづくりの推進に関し基本となる事項を定めることにより、安全で地区の特性に応じた秩序あるまちの形成を図り、もって魅力あるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい規則で定める規模以上の一団の土地の区域をいう。
- (2) 住民等 居住者、事業者、土地又は建物の所有者その他規則で定める者をいう。
- (3) 都市計画マスタープラン 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針をいう。
- (4) 公共施設 法第4条第14項に規定する公共施設をいう。
- (5) 市街地開発事業 法第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。
- (6) 地区計画等 法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。

- (7) 市街化調整区域 法第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。
- (8) 特別指定区域 都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第7条第2号に規定する特別指定区域をいう。
- (9) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物その他工作物をいう。

（市の役割）

第3条 市は、安全で地区の特性に応じた秩序あるまちを形成するための基本的かつ総合的な施策を実施する役割を有する。

- 2 市は、安全で地区の特性に応じた秩序あるまちを形成するため、住民等による地区のまちづくり活動を尊重するものとする。
- 3 市は、安全で地区の特性に応じた秩序あるまちを形成するための施策の策定に必要な調査及び研究に努めるものとする。
- 4 市は、住民等に対し、安全で地区の特性に応じた秩序あるまちを形成する意識を高めるための必要な措置を講ずるものとする。

（住民等の役割）

第4条 住民等は、自らの創意と工夫により、安全で地区の特性に応じた秩序あるまちの形成に努めるものとする。

- 2 住民等は、市が実施する安全で地区の特性に応じた秩序あるまちを形成するための施策その他行政機関が実施するまちづくりの推進に関する施策に協力するものとする。

（推進委員会）

第5条 市に、高砂市まちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

- 2 推進委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、規則で定める安全で地区の特性に応じた秩序あるまちの形成に関する重要な事項を調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べる。
- 3 前2項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 まちづくりの推進に関する施策

(まちづくりの推進に関する施策の基本原則)

第6条 市及び住民等は、安全で地区の特性に応じた秩序あるまちを形成するため、まちづくりの推進に関する施策を実施するに当たっては、都市計画マスタープランその他のまちづくりに関する計画（以下「都市計画マスタープラン等」という。）との整合を図るものとする。

(土地利用の規制及び誘導)

第7条 市は、前条に規定する基本原則（以下「基本原則」という。）に基づき、土地利用の規制及び誘導に関する施策を講ずるものとする。

(公共施設の整備)

第8条 市は、基本原則に基づき、公共施設の整備に努めなければならない。

2 市は、関係機関に対し、基本原則に基づいた公共施設の整備を図るよう協力の要請に努めなければならない。

(市街地開発事業の促進)

第9条 市は、基本原則に基づき、市街地開発事業の促進に努めなければならない。

2 市は、関係機関に対し、基本原則に基づいた市街地開発事業の整備を図るよう協力の要請に努めなければならない。

(地区計画等の活用)

第10条 市及び住民等は、互いに協力し、基本原則に基づいた地区計画等の活用に努めるものとする。

(市街化調整区域への対応)

第11条 市は、基本原則に基づき、市街化調整区域について、市街化を促進しない範囲内において、地区計画等、特別指定区域その他市街化調整区域に適用可能な制度の活用に努めるものとする。

(景観の形成に対する措置)

第12条 市は、基本原則に基づき、景観の形成に関し必要な措置を講ずるものとする。

第3章 まちづくり団体等

(まちづくり団体の認定)

第13条 市長は、安全で地区の特性に応じた秩序あるまちづくりを推進するこ

とを目的として地区の住民等により構成された組織で、次に掲げる要件の全てに該当するものをまちづくり団体として認定することができる。

(1) その活動が地区における土地及び建築物等に係る次に掲げる事項を内容としていること。

ア まちづくり構想の策定

イ まちづくり構想の実現に係る事業手法等の調査研究

ウ その他市長が認める事項

(2) 規約等を定めていること。

(3) 多数の地区の住民等で構成されていること。

(4) その活動が特定の個人又は組織の利益を誘導するものでないこと。

(5) その活動の内容について、地区の住民等に周知する取組を行っていること。

(6) 組織を運営する役員等が高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

2 市長は、前項の規定による認定（以下「団体の認定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、推進委員会の意見を聴くものとする。

3 団体の認定を受けたまちづくり団体は、法第21条の2第2項に規定する条例で定める団体とする。

（団体の認定の申請）

第14条 団体の認定を受けようとする組織は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（まちづくり団体の解散の届出）

第15条 まちづくり団体の代表者であった者は、まちづくり団体が解散したときは、市長に届け出なければならない。

（団体の認定の取消し）

第16条 市長は、前条の規定による届出があったときは、団体の認定を取り消すものとする。

2 市長は、まちづくり団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、団体の認定を取り消すことができる。

(1) 長期間活動を停止しているとき。

- (2) 第13条第1項各号のいずれかに該当しないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、認定を取り消すべき事由があるとき。
- 3 市長は、前項の規定により団体の認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、推進委員会の意見を聴くものとする。

(まちづくり準備団体)

第17条 地区の住民等は、まちづくり団体の設立を円滑に進めるため、まちづくり準備団体を設立することができる。

- 2 地区の住民等は、まちづくり準備団体を設立したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、登録を受けることができる。

第4章 まちづくり提案

(まちづくり計画案の提出)

第18条 まちづくり団体は、安全で地区の特性に応じた秩序あるまちを形成するため、規則で定めるところにより、地区におけるまちづくりに関する計画の案（以下「まちづくり計画案」という。）を市長に提出することができる。

- 2 まちづくり計画案は、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければならない。

- (1) 地区の住民等自らの土地若しくは建築物等の利用の改善又は当該地区に係る環境の整備若しくは保全を内容とするものであること。
- (2) 地区の住民等の多数の支持を得ているものであること。
- (3) その内容が都市計画マスタープラン等と整合するものであること。

(まちづくり計画案への配慮)

第19条 市長は、安全で地区の特性に応じた秩序あるまちを形成するための施策の策定及び実施に当たっては、前条第1項の規定による提出があったまちづくり計画案に配慮するよう努めなければならない。

第5章 まちづくり協定

(まちづくり協定の認定)

第20条 市長は、まちづくり団体が安全で地区の特性に応じた秩序あるまちづくりの推進のために次に掲げる事項について定めたまちづくりに関する協定をまちづくり協定として認定することができる。ただし、地区計画等で定められたまちづくりに関する協定については、この限りでない。

- (1) 協定の名称
 - (2) 協定の対象となる地区の位置及び区域
 - (3) 協定の対象となる地区のまちづくりの目標、方針その他安全で地区の特性に応じた秩序あるまちづくりの推進のために必要な事項
 - (4) 協定の有効期間
 - (5) 協定の変更及び廃止の手続
- 2 前項本文の規定による認定（以下「協定の認定」という。）は、同項のまちづくりに関する協定が次に掲げる要件の全てに該当する場合に行うものとする。
- (1) 地区の住民等の多数の支持を得ているものであること。
 - (2) 協定の内容が都市計画マスタープラン等と整合しており、かつ、法令（市の条例及び規則を含む。）に違反するものでないこと。
- 3 市長は、協定の認定をしようとするときは、あらかじめ、推進委員会の意見を聴くものとする。

（協定の認定の申請）

第21条 協定の認定を受けようとするまちづくり団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（協定の認定の告示）

第22条 市長は、協定の認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（まちづくり協定の変更）

第23条 市長は、まちづくり団体がまちづくり協定を変更しようとするときは、変更の認定をすることができる。

- 2 第20条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項のまちづくり協定の変更の認定について準用する。この場合において、第20条第2項中「前項本文の規定による認定（以下「協定の認定」という。）」とあるのは「第23条第1項の変更の認定（以下「協定の変更の認定」という。）」と、同条第3項及び前2条中「協定の認定」とあるのは「協定の変更の認定」と読み替えるものとする。

（まちづくり協定に基づく活動への協力等）

第24条 市長は、まちづくり協定で定める区域内の住民等がまちづくり協定の内容の実現に向けて行う活動に協力し、及び支援するよう努めなければならない

い。

(行為の届出等)

第25条 まちづくり協定で定める区域における次に掲げる行為がまちづくり協定に定められているときは、当該行為を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該行為を行おうとする者は、当該届出をする前に、当該行為の内容について、当該区域に係るまちづくり団体と協議しなければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転その他規則で定める行為
- (2) 土地の区画形質の変更

2 市長は、前項前段の規定による届出の内容がまちづくり協定に適合していないと認めるときは、当該届出をした者に対し、まちづくり団体と共に必要な指導又は助言をすることができる。

3 市長は、前項の指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、その者に対し、その行う行為の内容をまちづくり協定に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

5 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、推進委員会の意見を聴くものとする。

6 市長は、第1項前段の規定による届出をすべき者が当該届出を怠っていると認めるときは、その者に対し、まちづくり団体と共に必要な指導又は助言をすることができる。

7 第3項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。

(まちづくり協定の廃止等)

第26条 まちづくり団体は、まちづくり協定を廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 協定の認定を受けたまちづくり団体が、第16条の規定により団体の認定を取り消されたときは、当該まちづくり団体に係るまちづくり協定は、前項の承認を受けたものとみなす。

3 市長は、第1項の承認（前項の規定により承認とみなされるものを含む。）を

したときは、その旨を告示しなければならない。

第6章 地区のまちづくりに対する支援

(まちづくり団体等に対する支援)

第27条 市長は、必要があると認めるときは、まちづくり団体及び第17条第2項の登録を受けたまちづくり準備団体に対し、まちづくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市長は、まちづくり団体の自主的なまちづくり活動を支援するため必要があると認めるときは、まちづくり団体に対し、予算の範囲内でその運営に要する経費の一部を助成することができる。

第7章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画審議会の項の次に次のように加える。

まちづくり推進委員会	委 員	日額	9,000円
------------	-----	----	--------